



空き家バンクのリフォームを補助します

「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」

空き家の利活用促進と地域経済活性化を目的に、市内業者による空き家バンク物件のリフォーム工事に対して補助金を交付します。対象リフォームをお考えの方は、必ず工事前に申請してください。

対象となる方

- 空き家バンク登録住宅を**購入した方**
 - ※ 売買契約日から3年を経過していないこと
- **補助対象住宅の前の居住していた居宅の適正な管理が見込めること**

対象となる住宅

- 空き家バンク登録住宅のうち、売買契約によって購入した住宅
- **耐震性が確保できる住宅**(※)
 - ※ 令和8年4月1日以降に売買契約した物件に限る

対象となる工事 =下記のすべてに該当する工事が対象です=

- 市内業者が行うリフォーム工事で、30万円以上を要する工事
 - ※ 市内業者とは、本市に本店を置く建築業等を営む法人又は住所を有する個人事業者です。また、申請者と同一世帯の方(本人含む)による工事(DIY等)は対象外です。
- 市からの交付決定後に工事を開始し、**令和9年1月末日まで**に実績報告書の提出を完了できるリフォーム工事
 - ※ 申請時にすでに開始している工事は対象になりません。
- 対象となる工事内容は**裏面**を参照下さい。

補助額

- 空き家バンク登録住宅のリフォームに要した費用の50%
(上限100万円) 1,000円未満は切り捨て

その他

- **補助金交付後5年以上、申請者が補助対象住宅に居住することが要件**です。
- 書類に不備不足がある場合、受付できません。
- 本補助金の交付は対象住宅及び申請者に対して1回限りです。
- 別途、浄化槽補助金、太陽光発電、耐震工事補助金等の交付を受ける予定の方は、それぞれの対象要件等を、必ず事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 **建築住宅課 電話 0875-73-3044**

補助金には、要件があります。別紙 Q&A や要綱をご覧ください。
申請書類は、下記のポータルサイトからダウンロードできます。



みとよ暮らし手帳

検索

対象となる工事内容

- 木工事・・・部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
- 屋根工事・・・屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
- サッシ工事・・・玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、シャッター取り付け等
- 建具工事・・・各種建具取り替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取り替え）等
- 内装工事・・・床・天井・壁等のクロス貼り替え等
- 外装工事・・・外壁の改修、張り替え、塗り替え、コーキング補修 等
- 塗装工事・・・屋根塗り替え、外部鉄部塗り替え等
- 左官タイル工事・・・室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等
- 給排水衛生設備工事・・・給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
- エクステリア工事・・・住宅と一体化しているテラス、バルコニーの設置、改修等
- 省エネ設備工事・・・住宅に組みこまれる省エネ設備の設置工事

（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）

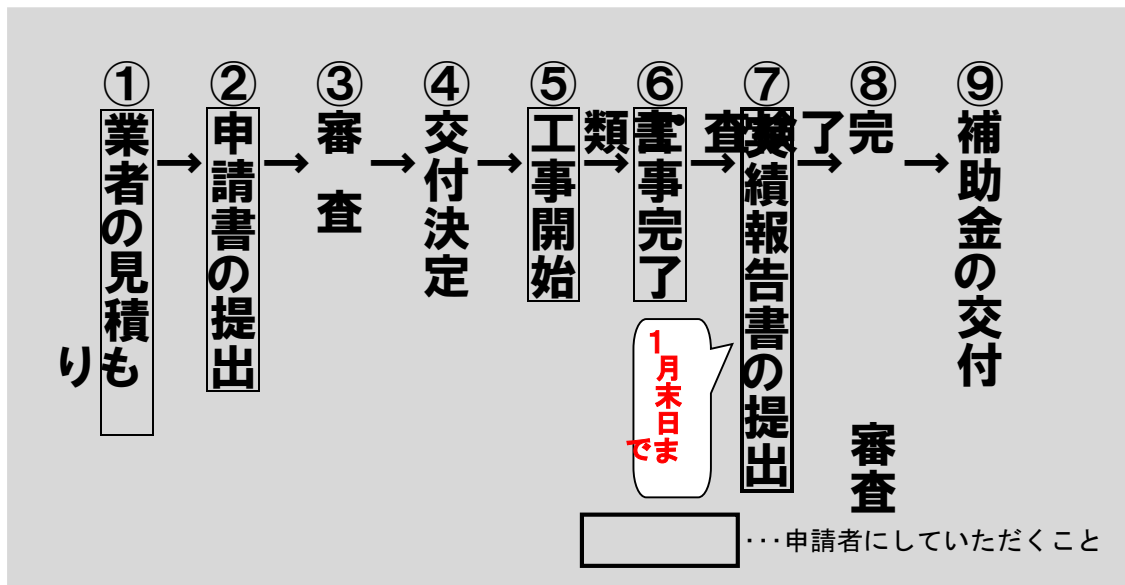
※浄化槽設置工事については、本市の「浄化槽設置整備事業補助金」の対象
にならない場合は、本補助金の工事内容とすることもできます。

まずは、事前に担当課までお問い合わせください。

※住宅構造の改修を伴わない機器・備品等(エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品、照明器具、カーテン・家具等)の購入やその設置工事、家具の固定のための器具購入やその取り付け工事、また母屋の附带施設のための工事は対象となりません。(母屋と離れあわせての工事は対象となりますが、それぞれに耐震性の確保が必要になります。)



リフォーム補助申請の流れ



※申請時にすでに開始している工事は対象になりません。工事は必ず、交付決定後に開始してください。

※実績報告書の提出締切は1月末日です。期限を過ぎると、補助金の交付ができません。